

応募（技術系 嘱託職員）に関するQ&A

Q 提出書類は全て自筆でなければいけないのですか？

A 少なくとも「採用試験受験申込書兼履歴書」は自筆でお願いします。その他の書類はワープロ等でも結構です。

Q 嘱託職員の処遇などは職員と違いがあるのでしょうか？

A 嘱託職員は、雇用期間が限定され、退職手当がないこと等、服務・処遇・福利厚生において若干の差があります。

Q 採用希望日は記入しなければいけないのですか？

A 採用希望年月は記入して下さい。最終的な確認は内定後に改めてお願いしますので、目安で結構です。

Q 学歴は何時から記入しなければいけないのですか？また、職歴はどの程度記入しなければいけないのですか？

A 学歴は高校卒時から、職歴は全ての記載をお願いします。（職歴は原則として正職員のものとし、それ以外について記載する場合はその旨が分かるように記載をお願いします。）

なお、記入欄が足りない場合は履歴書の用紙を複写して利用して下さい。

Q 語学力の欄はどのように書くのでしょうか？

A 英検や TOEIC なら級や得点で、海外経験であれば時期・期間・場所及びその目的（ex 留学、親の仕事の都合）などを記載して下さい。

Q 研究業績や業務履歴はどの程度記入すればいいのでしょうか？

A 研究業績等は書類選考において重要なものです。自己PRできる業績等は全て記入して下さい。

Q 改姓のため、証明書等が旧姓となっていますが戸籍抄本等が必要でしょうか？

A 採用時には改姓が確認できる証明書は必要になりますが、間に合わない場合は必ず申込書の氏名欄に旧姓を併記して下さい。

Q 大学卒業証明書及び成績証明書（大学院を修了された方は大学院修了証明書及び大学院成績証明書）等の証明書類は全て必要ですか？

A ホームページに掲げた応募書類で該当するものは全て必要になります。
特に、大学院関係の修了証明書や見込み証明書等がない場合が見受けられますのでご注意願います。

なお、必要な証明書がない場合は審査できませんので該当する証明書等は必ず申込書と一緒に送付して下さい。

※ 40歳以上の方で省略できるのは成績証明書だけで、大学卒業証明書や大学院修了証明書は必要ですのでご注意願います。

Q 雇用期間、年齢制限はありますか？

A 応募時の年齢制限は65歳未満です。また、雇用期間は雇用された年度の末日までとなります。ただし、次年度以降も事業が継続され、かつ、勤務成績良好の場合、更新の可能性があります。今般募集している職務内容(1)を担当する嘱託職員の雇用期間は、最長でも平成25年9月30日までです。

なお、更新時の年齢は65歳未満です。

Q 面接等の際に要する交通費は支給されますか？

A PMDAでは交通費を支給しません。交通費は自己負担です。

【問い合わせ先】

医薬品医療機器総合機構 総務部人事課

電話：03（3506）9427 E-mail：saiyo@pmda.go.jp